

情報セキュリティ基本方針

一般社団法人長野県情報サービス振興協会は、当協会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守ると同時に、協会員を通じ県内企業様に情報セキュリティに関する情報を発信し啓蒙活動を行い、会員並びに社会の信頼に応えるべく、以下の方針で情報セキュリティに取り組みます。

1. 役員の責任

当協会は会長並びに専務理事の主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 協会内体制の整備

当協会は情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を協会の正式な規則として定めます。

3. 協会員並びに事務局の取り組み

当協会員並びに事務局員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。また、セミナーの開催等を通して県内企業様に情報セキュリティに関する最新情報を提供すると同時に、県内関係機関と連携し取り組みを強化していきます。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当協会は、情報セキュリティに関わる法令、規則、規範、契約上の義務を順守するとともに、社会の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当協会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

以上